

# 選定療養と後発医薬品利用差額通知について

## 1. 先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

- 令和6年10月1日以降、長期収載品（一定の要件を満たす先発医薬品）について、医療上必要がある場合または在庫状況等により後発医薬品が提供困難である場合を除き、選定療養の対象とし、患者が「特別の料金」（後発医薬品との差額の4分の1）を支払う仕組みが導入されました。

### ・医療費負担イメージ

（例） 薬価30,000円の先発医薬品Aを、自己負担3割の患者が、1日3錠30日分処方された場合。（千葉県国民健康保険団体連合会資料参考）

医療上必要がある場合等（従来と同様の負担額）

保険給付 1,890円	患者負担 810円
----------------	--------------

患者希望の場合

保険給付 1,680円	患者負担 720円	特別の料金 330円
----------------	--------------	---------------

実際の窓口での支払い：1,050円

## 2. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の表示について

### ・令和6年10月以前の差額通知の表示例

（例） 前頁の例の薬品Aが差額通知に記載された場合（ジェネリック医薬品との差額を400円とした場合）

処方実績		ジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額
医薬品名	自己負担額	
医薬品A	810	400～

### ・変更後の差額通知の表示例

#### ①患者希望の場合

処方実績		ジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額
医薬品名	自己負担額	
医薬品A(選)	720	300～

(選)の文字が追加

「特別の料金」を含まない、自己負担相当額及び削減できる自己負担額が表示される

#### ②医療上必要がある場合

**×**表示なし

※在庫状況等により後発医薬品が提供困難である場合を含む